

桶川市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(平成18年1月19日桶川市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者（同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給することにより、円滑で平等な義務教育の実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象者は、市内に住所を有し、かつ、市が設置する小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）に在学する児童生徒の保護者又は小・中学校に入学する前年度の2月1日において市内に住所を有し、かつ、小・中学校に入学することを教育委員会が承諾した未就学児及び児童の保護者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費及び学校給食費の支給については、同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童生徒学用品費については、同法第12条の規定による生活扶助が行われている者を除く。）

(2) 準要保護者 前号の要保護者に準ずる程度に困窮している者で桶川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が次のいずれかに該当すると認めたもの

ア 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税

- (ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免
- (オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定に基づく国民年金保険料の減免
- (キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- (ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ) 生活福祉資金の貸付

イ 児童生徒と生計を同じくする世帯全員の前年所得の合計が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に準拠し、算定した金額の1.3倍以下の者

ウ その他教育委員会が特に必要と認める者

- 2 児童生徒が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項に規定する区域外就学の場合については、関係市町村教育委員会と協議し、その結果をもって就学援助の対象とする。

（申請）

第3条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、就学援助費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、児童生徒の在学する学校長（以下「学校長」という。）に毎年度提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定に基づき保護者から申請書が提出されたときは、準要保護児童生徒に係る世帯票（様式第2号。以下「世帯票」という。）を作成するものとする。

3 学校長は、世帯票に学校長の所見を記入し、申請書とともに教育委員会へ提出しなければならない。

4 翌年度小学校に入学することを教育委員会が承諾した未就学児の保護者で新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとするものは、教育委員会が指定する日までに就学援助費（新入学児童生徒学用品費）入学前支給申請書（様式第3号）に教育委員会が必要と認める書類を添えて、入学予定の学校長又は教育委員会に提出しなければならない。

（準要保護者の認定等）

第4条 教育委員会は、前条の規定に基づき申請書及び世帯票が提出されたときは、学校長及び学級担任の意見をもとに、その内容を審査の上、就学援助の認否の決定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による決定に当たり必要があると認めるときは、民生委員に意見（民生委員所見の記入）を求めることができるものとする。

3 教育委員会は、第1項の結果を学校長及び申請者（学校長経由）に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、申請者が居住する地区の民生委員にも同項の結果を通知することができるものとする。

4 認定日は、原則として申請日（申請日が月の25日以降のときは、翌月1日）とする。ただし、所得証明書等の添付書類を長期にわたり未提出の場合は、教育委員会が添付書類を全て受理した日を認定日とする。

（支給対象経費）

第5条 支給対象経費は、次に掲げるものとする。

(1) 学用品費 児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む）の購入に係る経費

(2) 通学用品費 小・中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入に係る経費

(3) 校外活動費 宿泊、日帰りいずれも1年度各1回で、児童生徒が学

校行事としての校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学科

(4) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費。ただし、1人につき1回の支給とする。

(5) 体育実技用具費 中学校の第1学年に在学する生徒で、体育の授業の実施に必要な柔道着の購入費

(6) 新入学児童生徒学用品費 小・中学校に入学する児童生徒（4月認定者）が通常必要とする学用品費及び通学用品の購入費。ただし、この要綱の規定又はこの要綱に相当する制度により当該児童生徒について前年度に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた者を除く。

(7) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費

(8) 医療費 学校の健康診断や健康相談の結果、学校において治療の指示があった学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要した費用で、診療の際に支払う医療費（保険適用分）

（支給額）

第6条 前条各号に掲げる支給対象経費に係る支給額は、教育委員会が予算の範囲内で定めるものとする。

（支給の方法）

第7条 就学援助費支給に係る事務及び現金の受渡しは、次に掲げるとおりとし、学校長を経由して行う。

(1) 就学援助費は、原則として教育委員会が保護者の口座へ振り込むものとする。

(2) 学校給食費については、教育委員会から学校長の口座へ振り込み後、給食会計へ入金するものとする。

(3) 医療費については、医師の請求に基づき教育委員会が当該医師の口座へ振り込むものとする。

2 就学援助費（医療費を除く。）の支給時期については、原則として7月、12月及び3月とする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、教育委員会は学校長が必要があると認めるときは、就学援助費（給食費及び医療費を除く。）を当該学校長の指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

（届出の義務）

第8条 就学援助費の支給を受けた者は、世帯の状況、住所、氏名その他の申請した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を学校長に届出なければならない。

（支給決定の取消し）

第9条 教育委員会は、支給を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象者に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

(3) 就学援助費の支給の辞退を届け出たとき。

（返還）

第10条 教育委員会は、前条の規定により支給決定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、教育委員会が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月7日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日 決 裁）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 4 日 決 裁）

この要綱は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

この要綱施行の際、平成 29 年度以前に入学した小・中学生については、改正後の桶川市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。